

## 西区公式キャラクターの使用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、別記西区の公式キャラクター(「以下キャラクター」という。)のイラスト及びイラストから制作した立体物並びにキャラクターの写真及び動画等(以下「イラスト等」という。)を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、キャラクターとは、「にしくりん」及び「にしくも」をいう。

### (イラスト等の使用に関する権利)

第3条 イラスト等の使用に関する一切の権利は、福岡市西区(以下西区)に属する。

### (申請)

第4条 イラスト等を使用するもの(以下「使用者」という。)は、あらかじめ西区公式キャラクターイラスト等使用申込書(様式第1号)(以下「使用申込書」という。)を福岡市西区長(以下区長)に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 福岡市が使用するとき。
- (2) 保育園、学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、区長が適当と認めたとき。

### (使用の承認)

第5条 区長は、使用申込書の提出があったときは速やかに当該申込書の内容を審査し、使用者に対し、西区公式キャラクターイラスト等使用承認書(様式第2号)または西区公式キャラクターイラスト等使用不承認書(様式第3号)の通知を行うものとする。

### (使用承認の範囲)

第6条 区長は、使用申込書の提出があったときは、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、イラスト等の使用を承認する。

- (1) 西区の信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する、または使用する恐れがあるとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反する、または反する恐れがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える、または与える恐れがあるとき。
- (6) 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、西区の PR をするとき及び西区の振興に寄

与する場合等、区長が認める場合はこの限りではない。

(7) その他、区長がイラスト等の使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 使用料は無償とする。

(遵守事項等)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けたものは、第三者にこれを譲渡、または転貸してはならない。
- (2) 使用申込書の記載通りに使用すること。
- (3) 使用するデザインは福岡市西区総務部企画振興課が提供するものとし、デザインや色の改変等、応用使用はしないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) イラスト等を使用する場合は『区公式キャラクター「にしくりん&にしくも」』または『区公式キャラクター「にしくりん」』または『区公式キャラクター「にしくも」』と表記すること。
- (5) 承認された物品等の完成品を速やかに区長に提出すること。ただし、完成品の写真をもって代えることができる。
- (6) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認内容の変更)

第9条 イラスト等の使用承認後、承認された内容について変更する場合は、改めて使用の申し込みをすること。

(使用承認の取り消し)

第10条 区長は、使用者が第8条の定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要領に違反したときは、その使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じても、区長はその補償の責めを負わない。

(補足)

第11条 この要領に定めるものの他、イラスト等の取り扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年1月23日から施行する。

